

令和4年度 東京都立葛飾盲学校の学校給食について

東京都立葛飾盲学校長
水野 博子

本校の学校給食は、東京都立特別支援学校児童生徒等の学校給食摂取基準に基づいて行います。

1. 学校給食摂取基準

	幼	小低	小高	中学部
エネルギー (kcal)	420	500	590	700
たんぱく質 (g)	16	21	25	28
脂質 (g)	12~14	14~17	16~20	19~23
カルシウム (mg)	250	300	350	400
鉄 (mg)	2	2.5	3	4
食塩 (g)	1.5未満	1.5未満	2未満	2.5未満
ビタミンA (μ gRE)	100	130	170	210
ビタミンB ₁ (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB ₂ (mg)	0.3	0.4	0.5	0.6
ビタミンC (mg)	15	20	26	33
食物繊維 (g)	4.2	5	5.9	7

2. 食品構成

(単位g)	幼	小低	小高	中学部
穀類	47.8	55.7	63.7	79.6
牛乳	130	206	206	206
いも類	27.4	32.0	36.6	45.7
砂糖類	2.6	3.0	3.4	4.3
豆・豆製品	13.3	15.5	17.8	22.2
種実類	1.7	2.0	2.3	2.9
緑黄色野菜	25.7	30.0	34.3	42.9
その他の野菜	60.0	70.0	80.0	100.0
果実類	17.2	20.0	22.9	28.6
きのこ類	4.3	5.0	5.7	7.1
藻類	2.6	3.0	3.4	4.3
魚介類	13.7	16.0	18.3	22.9
小魚類	2.6	3.0	3.4	4.3
肉類	13.7	16.0	18.3	22.9
卵類	5.2	6.0	6.9	8.6
乳類	2.6	3.0	3.4	4.3
油脂類	2.6	3.0	3.4	4.3

【学校給食法第2条(学校給食の目標)】

- 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 日常生活における食事について、正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を及び望ましい食習慣を養うこと。
- 学校生活を豊かにし、明るい社会性及び協同の精神を養うこと。
- 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

3. 給食費並びに徴収方法

	1食単価	給食回数	年間給食費	年間徴収回数	月額(2月は調整額)
幼稚部週1登校	240円	40回	9,600円	9回	1,100円
幼稚部週2登校	240円	79回	18,960円	9回	2,200円
幼稚部週3登校	240円	120回	28,800円	9回	3,300円
幼稚部週4登校	240円	159回	38,160円	9回	4,300円
幼稚部週5登校	240円	197回	47,280円	9回	5,400円
小学部低(1~3年)	300円	197回	59,100円	9回	6,700円
小学部高(4~6年)	340円	197回	66,980円	9回	7,600円
中学部	400円	197回	78,800円	9回	9,000円

- ① 1食単価×給食回数が年間給食費となります。4月~7月、9月~12月及び2月の9回徴収です。ただし、2月は調整額となります。
- ② 給食費は、毎月10日にゆうちょ銀行自動払い込みです。

4. 欠食の取り扱い

- ① 欠食届を欠食希望日の前月20日までに提出されたものについては、1食単価で返金します。
- ② 休学・病欠等緊急な事情により欠食を希望する場合は、欠食届を提出した日の翌日から給食のある日を数えて5日目(土・日は含まない)より返金の対象になります。届を提出していない場合は、食べなくても費用を負担していただきますのでご注意ください。(欠食届は担任に提出してください。)
- ③ 以下の場合は欠食となりませんので、原則として返金できません。
 - ・ 交通機関ストライキ、感染症予防や非常時災害による臨時休業などの場合。

御質問等ありましたら、栄養職員までお問い合わせください。